

令和6年度(2024年度)
新入生と保護者の皆様へ

 中部大学第一高等学校

本制度は、中部大学第一高等学校が推薦する保障制度です。

生徒総合保障制度

(団体総合生活保険)



団体割引
20%

1 ケガ・病気をしたときの補償

ケガで通院・入院日額、病気で入院日額、治療費用実費など充実の補償プランあり!

3 扶養者に万が一のことがあった場合の補償

育英費用で一時金、学資費用で授業料等の学資実費を補償。

学校生活
だけでなく
24時間
補償!

2 賠償事故を 起こしたときの補償

自転車条例に対応

自転車事故による賠償事故にも対応します。
(示談交渉サービス付き)

4 携行品の補償

生徒が自宅外において携行している身の回り品の補償。

お申込み方法

Webでのお申込みも可能、別紙参照

1

ご希望のご加入タイプをお選びください。
卒業までの一括払いとなります。

2

保険料をご確認のうえ、記入例に従い、同封の「払込取扱票」に必要事項をご記入ください。



3

ゆうちょ銀行または郵便局から保険料をお振り込みください。
(振込手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料は払込人負担となります。)



加入
手続
完了

4

加入者証を令和6年5月中旬頃までに加入者宛にお送りします。
(加入者証が未着であっても補償開始日より補償は開始されていますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。)



申込締切日

「入学予定者説明会」にこの保障制度のご相談コーナーを設けています。

令和6年3月31日(日)

こんなときにお役に立ちます!

●ご注意:保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合につきましては「補償の概要等」をご参照ください。

*タイプにより補償内容が異なります。

*補償開始日より前に被った身体障害については、保険金お支払いの対象となりません。(ただし、治療費用保険金・入院諸費用保険金・先進医療費用保険金につきましては、補償開始日からその日を含めて2年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金のお支払いの対象となります。)

1 生徒本人がケガ・病気をしたときの補償

■ 入院保険金・通院保険金・手術保険金

ケガをされ、入院、通院をされた場合に、入院・通院1日につき定額で保険金をお支払いします。事故の日から180日を経過した後の入院・通院に対してはお支払いできません。また、1事故について入院180日、通院90日を限度とします。

手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。

★「熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)」や「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒」も含まれます。

■ 入院医療保険金

病気で2日以上入院した場合に保険金をお支払いします。1回の入院について60日を限度とします。

■ 治療費用実費 風邪で通院したときも1日目から補償

ケガや病気により国内で1日以上通院または入院した場合(手術も含む)、健康保険等の自己負担分(他から給付等がある場合はその額を除きます。)を保険金としてお支払いします。

ただし通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの通院または入院に限ります。

率	負担金	負
割	円	
3	4,380	4,
金額	消費税等	優
割	円	

★歯科疾病治療のための通院、精神障害治療、痔核・裂肛等による入通院は除きます。

★市町村で医療費の助成がある方は入院諸費用、先進医療費用のみのお支払いとなります。

2 賠償事故を起こしたときの補償 *本人のみ

自転車条例に対応

■ 個人賠償責任

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自主参加のインターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)等による賠償事故は対象となりません。

※同じスポーツをプレー中の者に対する事故は、多くの場合法律上の賠償責任が発生しないため対象とならない場合があります。

※国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

自転車による賠償事故にも対応
(示談交渉サービス付き)

自転車事故の賠償額が高額化しています!

例:賠償額9,266万円!!

高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を自転車から直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所(2008)年6月5日判決)

3 扶養者に万が一のことがあった場合の補償

■ 育英費用

生徒の扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したり終身常に介護を要するなど重度の後遺障害を被り、その結果、生徒を扶養できなくなった場合に、所定の保険金(300万円)をお支払いします。

■ 学資費用

生徒の扶養者が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したり終身常に介護を要するなどの重度の後遺障害を被り、その結果生徒を扶養できなくなった場合に負担した学資費用(授業料等年50万円まで)の実額をお支払いします。

■ 疾病学資費用

生徒の扶養者が保険期間中に病気で死亡された場合に負担した学資費用(授業料等年50万円まで)の実額をお支払いします。

4 携行品の補償 制服、楽器なども補償

国内外を問わず、生徒本人が自宅外において携行している身の回り品(携行品)が、偶然な事故によって損害を受けた場合に、保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)は1回の事故につき、5,000円となります。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)等は、補償の対象となりません。

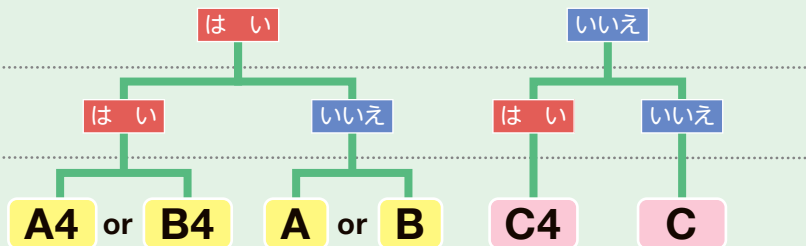
団体割引**20%**が適用されています

加入タイプの選び方

*医療費自己負担額で公費の助成がある方はタイプの選択にご注意ください。

Q. こども医療費助成がある？

Q. 学資費用は必要ですか？



保険期間(3年間) 令和6年4月1日午前0時より令和9年4月1日午後4時まで

職種級別A

補償内容		ケガ・病気	ケガ	ケガ・病気
1	死亡・後遺障害	350万円	200万円	
	入院日額	5,000円	3,000円	—
	通院日額	2,000円	1,000円	—
	手術保険金※1	入院中(入院日額の10倍) 入院中以外(入院日額の5倍)		
	入院医療保険金日額 (免責日数1日)	5,000円	—	医療機関の窓口で 自己負担した費用を補償
	治療費用保険金	—	—	診療実費を補償 (入院・通院・手術)※2
入院諸費用保険金 (免責5,000円)	—	—	支払限度基礎日額 1,000円※3 (支払限度日数180日)	
2	個人賠償責任	お支払限度額：無制限 (国外は1事故1億円)※4		
3	育英費用	一時金 300万円		
4	携行品損害 (免責5,000円)	支払年度ごとに10万円		
保険料	ご加入タイプ	A	B	C
	保険料(3年間分一括払)	48,690円	27,650円	36,930円

3	学資費用/疾病学資費用	支払年度ごとに50万円※5		
保険料	ご加入タイプ	A4	B4	C4
	保険料(3年間分一括払)	55,910円	34,870円	44,150円

※1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※2 医療機関・院外薬局の窓口で、健康保険等を使用して一部自己負担した費用を補償。

※3 先進医療費用保険金は、入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍を支払限度額とします。

先進医療費用保険金は、入院諸費用保険金と同一の支払限度日数とします。

※4 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

※5 生徒を扶養できなくなった場合に負担した学資費用(授業料等年50万円まで)の実額をお支払いします。学業費用支払終期は令和9年4月1日までです。

注：保険料は、職種級別Aの方を対象としたものです。お子様(被保険者-保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問合せ先まで必ずご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡頂きますようお願いいたします。)

(※)「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つるの製品製造業者」

注意事項

- ① 「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。
- ② 加入依頼書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。告知事項について記載事項が事実と相違している場合には告知義務違反として解除され(この場合お支払いいただいた保険料も返還できません)保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ ご加入手続き後、入学を辞退された場合には、補償期間開始前(令和6年3月31日以前)に下記の取扱代理店へ必ずご連絡ください。保険料は全額返金いたします。
- ④ 加入者証は令和6年5月中旬頃までに加入者宛にお届けします。加入者証到着以前でも補償開始日より補償は開始されておりますのでご安心ください。パンフレットおよび加入者証は保険期間終了日まで、医療機関の領収書等は保険金請求が終了するまで必ず保管してください。
- ⑤ 加入者証の記載内容の変更(加入者・扶養者の変更、住所の変更等)、補償タイプの変更も可能ですので取扱代理店までご連絡ください。学校事務室窓口では受付できませんのでご注意ください。解約等の場合は、ご連絡がないと保険料の返金できません。
- ⑥ 事故発生時は東京海上日動安心110番、もしくは取扱代理店へ速やかにご連絡ください。
- ⑦ 学校からの依頼で保険加入状況を提供することがあります。

最近の主な支払例

加入年度により補償内容が異なるため、お支払金額は今年度ご案内プランとは必ずしも合致いたしません。

補償内容	支払金額(円)	内 容
通院1日 ケガ	1,000	自転車で行中、ランニング中の方と接触し双方転倒して負傷、相手に後遺障害が残った。相手の治療費、後遺障害第14等級に対する賠償金を支払った。
賠償責任	2,413,183	
通院30日 入院9日 手術保険金 ケガ	87,000	バスケットボール部活動中、ジャンプして着地したとき左膝半月板損傷、入院・手術あり。
通院6日 ケガ	6,000	サッカー部試合中に相手と接触して頭部打撲、脳震盪、鼓膜が破れた。
通院9日 ケガ	9,000	野球部活動中、ボールが目当たり負傷。後遺障害第13級認定。
後遺障害	140,000	
通院3日 入院3日 ケガ	12,000	道路を横断中、車にはねられ、頭、肩、膝を負傷。
賠償責任	3,245	教室内で友人とふざけていて、窓ガラスにぶつかって破損。修理代金を支払った。
治療費・入院諸費用 病気	121,810	肺炎で7日間入院。
賠償責任	115,940	自転車で下校中、駐車中のスクールバスに衝突してバスのバンパーを破損。修理代を支払った。
携行品	7,733	自転車で登校中、転んでしまい制服冬ズボンに破損。(免責5,000円)
治療費 ケガ	18,100	公園の遊具から落ちてしまい、左手首を骨折・右手首にヒビ。
賠償責任	132,568	自転車同士で衝突し、相手の治療費と自転車修理代を支払った。(過失割合 当方50:相手50)
治療費 病気	4,730	学校の健康診断で心電図に異常があり再検査。
治療費 病気	2,900	風邪で通院。
治療費 病気	7,960	中耳炎で通院。
治療費 病気	30,780	親知らず抜歯で2日間入院。(入院のみ補償対象。通院は支払い対象外。)
賠償責任	28,529	自転車で登校中、T字路を右折したとき直進してきた自動車と接触。相手車修理代金を支払った。(過失割合 当方30:相手70)
通院3日 ケガ	3,000	自転車で走行中、タイヤが縁石にひっかり転倒、両肘と胸部を打撲。
携行品	8,860	上記事故でイヤホンを落として車に踏まれて破損。(免責5,000円)

医療機関・調剤薬局の領収書等は保険金請求に必要です。

① 駅の階段から落ちてケガをした



② 下記の連絡先へお電話ください



③ お手元に書類が届きますので入院・通院等終了後に必要事項をご記入・ご捺印後返送してください



④ ご指定口座に保険金をお振り込みします



この保険は、中部大学を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として中部大学が有します。

※加入者証に記載のQRコードからおケガ・病気の保険金請求をすることもできます。

補償についてのお問い合わせ先・事故の連絡先

取扱代理店 **中部大学第一高等学校 生徒総合保障制度係**

(株)中部大学サービス TEL(0568)51-1010 (平日9:00~11:30、12:30~17:00)

事故受付センター **東京海上日動安心110番 ☎0120-720-110**

引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社 担当部 愛知公務金融部 ☎0120-188-000**